

感染症・伝染病登園停止期間（登園のめやす）

登園停止が必要な伝染病（A）

病名	登園停止期間
インフルエンザ	発症から5日経過して、かつ 乳幼児は解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌剤治療を終了するまで
麻疹（はしか）	発疹を伴う発熱が解熱後3日を経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日経過、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹（水疱）がかさぶたになるまで
プール熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
結核	園医・その他の医師により、伝染の恐れがないと認められるまで
O157	症状が改善し、かつ抗菌剤による治療が終了し、医師より伝染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状が改善し、園医・その他の医師により、伝染の恐れがないと認められるまで

条件によって登園停止の処置が必要と考えられる伝染病(B)

病名	登園停止期間のめやす	留意事項
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て解熱し、全身状態が良好になるまで	一般的には、5～10日程度の抗生剤の内服が推奨される
手足口病 ヘルパンギーナ	解熱し、全身状態が安定するまで	一般的な予防法の励行
伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良好になるまで	急性期の症状の変化に注意
ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常になるまで	B型肝炎・C型肝炎の無症状性病原体保有者は登園可
マイコプラズマ感染症	急性期が終了後、症状改善し、全身状態が良好になるまで	
流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐から回復し、全身状態が良好になるまで	

通常登園停止の措置は必要ないが、医療的な見解・相談が必要な伝染病(C)

病名	留意事項
アタマジラミ	シラミの駆除、タオルの共有を避ける 着衣・シーツ・帽子の洗濯と熱処理
水いぼ	発症の状態等要相談
とびひ	病巣の処置と被覆 共同のプールは避ける 病巣の直接接触を避ける